

**令和6年度脱炭素アクションみぞのくちにおける
CO2削減貢献量の可視化・情報発信業務等委託 仕様書**

1 件名

令和6年度脱炭素アクションみぞのくちにおける CO2削減貢献量の可視化・情報発信業務等委託

2 目的

脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」では、脱炭素化に資する身近な取組や先進的な取組を集中的に実施し、取組の効果や利便性を実感してもらうことで、市民一人ひとりの環境配慮型のライフスタイルへの行動変容を促進し、脱炭素社会の実現を目指している。

本業務では、脱炭素アクションみぞのくちのブランド化に向けた広報戦略に基づき、市民・事業者を巻き込みながら行動変容を促進するための広報を実施する。具体的には、市民と事業者の接点となる「消費行動」を通じて市民・事業者双方が脱炭素に貢献できるということを可視化・発信することで、市民に対しては脱炭素に資する製品・サービスの利用、事業者に対しては脱炭素に資する製品・サービスの展開（社会実装）を促す。

なお、情報発信については、どのような手法（デジタルサイネージを含む）が最適であるかも合わせて検討する。

また、将来的には事業者による広告投資を得て実施していくことを目指していることから、そのためのスキームの設計等の検討も行う。

3 履行場所

川崎市内 他

4 履行期限

契約を締結した日～令和7年3月31日

5 業務内容

（1）脱炭素行動による二酸化炭素（CO2）削減貢献量の可視化及び情報発信

脱炭素アクションみぞのくち推進会議会員事業者等（以下「事業者等」という。）が提供（販売）する、脱炭素に資する製品・サービスの「削減貢献量（当該製品・サービスを一般的な製品・サービスと比較した場合の、ライフサイクル全体における CO2削減効果の量をいう。以下同じ。）」を算定、可視化する。

また、当該データを活用することで、市民の消費行動を脱炭素に資する製品・サービスに誘導することを目的とした情報発信を、事業者等との連携により実施する。

ア 広報手法に係る企画

前述の目的に資する広報手法のアイデアを提案し、発注者との協議により企画を作成し、実施スケジュール並びに削減貢献量の算定方法及び活用方法について発注者に示すこと。なお、以下の条件に留意すること。

- 市・事業者と調整の上製品・サービス（3～5 程度）を、削減貢献量の算定対象とする。
- 削減貢献量のデータを活用し、個人が消費行動を変える（当該製品・サービスを使う）ことによる CO2 削減効果を発信すること。
- 溝口での取り組み発信を認知させる共通フォーマットの動画（15 秒程度）を作成し、高津区を中心とした川崎市内で放映すること。放映するにあたり事業者等のアセットも活用できるよう調整すること。（どのような広報媒体でも掲載できる様式とする。）各社の製品・サービスに関する動画については、各社が作成することとし、その調整を行う。（作成時に共通フォーマットを活用）
- 動画のほか、事業者等と連携し、脱炭素に資する製品・サービスの利用を促すイベントやキャンペーン等を実施すること。

イ 事務局機能

（１）の業務の事務局として、発注者及び（１）の業務の実施にあたり連携が必要な事業者等の間における情報共有、連絡調整、進捗管理等を打合せ・電話・メール等の方法により支援すること。

ウ 削減貢献量の算定

市・事業者と調整の上製品・サービス（3～5 程度）について、削減貢献量の算定を行うこと。

（ア）データ収集

製品・サービスの削減貢献量に関係する市民・事業者の脱炭素取組を検討の上、算定に必要なデータを収集すること。事業者等の有する非公表のデータについては、収集にあたり十分な説明を行うとともに、取扱いに留意すること。

（イ）算定

消費行動（製品・サービスの購入・使用）１回当たりを単位として、製品・サービスの削減貢献量を算定すること。

エ 削減貢献量データを活用した情報発信

アで作成した企画に基づき、脱炭素に資する製品・サービスが有する削減貢献量を発信することで、市民の消費行動を当該製品・サービスに誘導することを目的とした情報発信を実施すること。

（ア）内容の検討

アで作成した企画を踏まえかつ発注者と協議の上、具体的な実施方法（ターゲット、媒体、動画の内容等）を検討すること。

（イ）調整、準備、動画作成等

情報発信に向けた各種調整、準備、動画作成等を行うこと。なお、以下の条件に留意すること。

- 広報活動の実施に伴い排出される（予定の）CO2 は可能な限りカーボンオフセットすることとし、必要な調整を行うこと。
- 官公庁等への申請・届出等の有無を確認し、必要な調整を行うこと。
- 動画を放映する媒体の放映枠の確保や利用申請などを行うこと。動画を放映する媒体は不特定多数の市民や高津区民が視聴することが見込まれる媒体（例：商業施設の大型ビジョン、JR 南武線・東急田園都市線の列車内液晶モニター広告 等）とし、再生可能エネルギーを利用している媒体を積極的に活用すること。
- イベント等を実施する場合は、円滑な運営に必要な人員を確保するとともに、イベント

保険等の安全・事故対策を講じること。

(ウ) 広報活動の実施

企画等に基づき、情報発信を実施すること。

オ 効果検証、結果分析

情報発信の効果検証及び結果分析を行うこと。

(ア) (1) の業務による市民・事業者の行動変容量を測定し、効果を検証すること。

(イ) (ア) を踏まえ、市民・事業者を巻き込む広報手法としての有効性を分析すること。

(ウ) 結果報告書 (PDF 形式) を作成し、発注者に提出すること。

(2) 効果的な情報発信手法の検討

効果的な情報発信として、溝の口駅 (JR 線・東急線) 周辺におけるデジタルサイネージの設置、設置後の運営手法の検討を行うこととし、運営手法については、(3) 将来的な実施方法の検討と併せて検討すること。

(3) 将来的な実施方法の検討

(1) の実施状況、分析結果を踏まえながら、将来的に本事業を、事業者から広告投資を得て実施していくことを目指すうえでの課題や実施方法等を検討すること。

ア 事業者から広告投資を得て実施していくための課題整理、仕組みの検討

(1) の広報について、将来的に事業者等から広告投資を得て実施していくことを前提として、課題の整理、仕組みの検討を行うこと。

イ 事業者のニーズ調査

事業者等に対し、当該手法のニーズ調査を行うこと。特に、広告投資の可能性について調査すること。

(4) 全体管理

ア 定期打合せの実施

発注者との定例打合せ (月 1 回程度。対面・非対面を問わない) を実施し、助言、提案等の支援を実施すること。このほか発注者が必要と判断した場合、定例打合せ以外にも適宜、電話・メール等による対応を行うこと。

イ 報告書の作成

履行期限満了後速やかに、業務実施報告書を提出すること (PDF 形式)。

6 その他

(1) 本仕様に定める業務にかかる実費経費は、全て契約代金に含まれるものとする。

(2) 受託者は適宜、業務の進捗状況について発注者に報告するとともに、協議、説明、承認を要する業務については都度、確認を取りながら業務を進めるものとする。

(3) 本業務に係る必要な人員、物品、会場等については、受託者が用意すること。

(4) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはな

らない。

- (5) 発注者から貸与する個人情報及び機密に属する情報は、紙媒体、電子媒体を問わず、受託者の責任において厳重に管理すること。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分に係る必要最小限の情報のみを処理することとすること。なお、これらの情報については、電子メール、はがき、FAX 等漏洩の危険が大きい方法で送達してはならない。
- (6) 受託者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を発注者に報告し、応急措置を加えた後、書面により発注者に詳細な報告及びその後の方針案を提出しなければならない。
- (7) 契約期間終了後、本仕様による成果物について、発注者がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。
- (8) 本仕様による成果物の一切の権利は発注者に属することを確認するが、うち一部に受託者に属する著作権人格権が残存する場合においては、その内容を納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による発注者の承諾を要するものとする。
- (9) 成果物が、発注者以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。
- (10) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受託者双方が協議して決定するものとする。
- (11) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、発注者と受託者双方が協議して決定するものとする。